

令和2年12月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和2年12月16日 水曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- | | | | |
|----|-----------|-------------------------------------|-------------|
| 第1 | 議案第64号 | 川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 | 総務厚生委員長報告 |
| 第2 | 議案第67号 | 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町いきがいセンター） | 〃 |
| 第3 | 議案第68号 | 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ） | 〃 |
| 第4 | 議案第69号 | 公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園） | 産業建設文教委員長報告 |
| 第5 | 産業建設文教委員会 | 中間報告 | 〃 |
| 第6 | 議会運営委員会 | 視察調査報告 | 議会運営委員長報告 |
| 第7 | 議員派遣の件 | | |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を議題といたします。本案について委員長のご報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会付託審査報告を行います。12月9日に付託されました、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に文書により議長あてに報告をしておりますので、報告書を読み上げて報告といたします。

令和2年12月14日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第64号、川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和2年12月10日、14日。

(2) 審査場所 第1委員会室、第3委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 総務課長、行政係長。

2. 審査内容。

質疑、全国的な制定の状況は。

答弁、全国町村926団体のうち、約80%が制定予定となっており、そのうち令和2年度中の制定が約64%となっている。

質疑、公費負担の財源はどのようになっているのか。

答弁、町単独予算からとなる。

質疑、町独自で公費負担の限度額を決めることはできないのか。

答弁、町独自の額を決める根拠が難しく、大多数の自治体で法定限度額と同額としている。

3. 討議の主な意見。

- ・全国的に見ても各地で制定がされていく状況である。
- ・財源が町単独ということでは認めにくいのではないか。
- ・仮に前回の町議選と同様に16名が立候補した場合、限度額で計算すると約1,000万円の公費負担となる。
- ・立候補しやすい環境を作る視点で見ると認めざるを得ない。
- ・多様な人材を確保するための環境整備の一環として全国町村議会議長会から要望が出されていた経緯もある。

4. 審査の結果。

反対討論。

・幅広く候補者を募る制度はわかるが、町単独予算からの公費負担では町財政に負担をかけることになると考え反対する。

賛成討論。

・町の財政負担は増えるが、今後多くの人たちが立候補していろいろな議論の場が増えることは将来的に町の発展、議会の発展につながると考え賛成する。

・この条例については、全国町村議会議長会からも要望されており、町村の選挙での環境の改善を図ることを目的として制定しようとするものであり、誰でもが立候補しやすい環境をつくるという意義があると考え賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」については、賛成

多数で原案可決すべきものと決定した。以上です。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。
山口議員。

6 番 山 口 全国的な制度の状況というのがあるんですけども、県内のですね、動向というのがどうなっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

議 長 委員長。

総務厚生委員長 8町のうち、時津と長与に関しましてはまだ提出されていないということで聞いております。佐々町に関しましてはもう既に制定されているということで、残りの5町については、この12月定例会で提出されるということの予定になっていると聞いております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。ありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 11番、炭谷です。私たちがこの町において、選挙があったわけでありまして、私の意見としましては、公費が、ましてや町の負担であり、それだけの公費をしなければいけないかという点と、これを採用した場合に果たして議員の候補者が多くなるのかということの疑念についても思いますし、それと私たちの一番小さな町である身近な町長選挙、あるいは議員選挙において供託金というなるものが果たして妥当なのかという点を考えますときに、私はこの案には賛成はできかねます。

議 長 次に賛成者の発言を許します。高以良議員。

9 番 高 以 良 川棚町議会議員及び川棚町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、委員長報告に賛成の立場で討論をします。この条

例は本町の議会議員選挙及び町長選挙について、立候補に係る環境の改善を図るため、選挙運動費用の公費負担制度を導入することを目的としたものがあります。公費負担の財源については、町の一般財源による負担となり、財政面でいくらかの負担が生じることとなりますが、誰でもが立候補できるような環境を作ることによって多様な人材の確保が期待でき、その結果として議会の機能強化や町の発展が期待できるという点で意義があると思いますので、委員長報告のとおり原案可決することに賛成します。

議 _____ **長** 次に、反対討論はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 賛成討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第64号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:12)

議 _____ **長** 次に、日程第2、議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町いきがいセンター）」を議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会付託審査報告を行います。12月9日に付託されました、議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町い

きがいセンター)」の審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に文書により議長あてに報告書を提出しておりますので、報告書を読み上げて報告といたします。

令和2年12月14日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第67号、公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町いきがいセンター）、可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町いきがいセンター）」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和2年12月10日、14日。

(2) 審査場所 第1委員会室、第2委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 住民福祉課長、社会福祉係長。

2. 審査内容。

質疑、指定管理の範囲は。

答弁、川棚町いきがいセンターの施設管理運営が主である。配食サービスや介護保険事業、シルバー人材活用事業等は指定管理の対象になっていない。

質疑、余剰金が出た場合はどのようになっているのか。

答弁、余剰金は町へ戻すようになっており、令和元年度は約33万円の返還金があっている。

質疑、施設自体が約30年経過しているが、今後の改修予定は。

答弁、来年度以降に雨漏りの調査をおこなう予定である。今後、大規模な

改修が必要になってくると考えている。

質疑、施設の利用者数が近年は減少している。事業計画書では利用者数が多く出されているのは何故か。

答弁、今後、高齢者が増えていくと予測されることから、利用者が増加していくと見込まれている。

3. 討議の主な意見。

・社会福祉協議会では、この指定管理以外に老人福祉等の幅広い事業に取り組まれており、施設の有効的な活用がされている。

・新型コロナの対応マニュアル等が作られていないようであるが、早急に作成する必要があるのではないか。

・施設の維持管理と有効活用は適正におこなわれている。

4. 審査の結果。

反対討論。

なし。

賛成討論。

川棚町いきがいセンターの管理運営に関しては、平成3年から継続してされており、高齢化が進む中で地域の福祉の向上や健康増進のためにもいろいろな視点から取り組まれている。また、地域に密着した対応もされているので指定管理者として適当であると判断し賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町いきがいセンター）」については、全会一致で可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

平成18年度以降指定管理者の指定を受け、川棚町いきがいセンターの適切な管理運営に努めてきており、町民の福祉や健康増進の拠点としての機能を発揮してきたことを評価する。今後も町民及び各種団体等の交流の場としてのさらなる活用を期待する。以上です。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町いきがいセンター）」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 次に賛成者の発言を許します。よろしいですか。

（発言なし）

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町いきがいセンター）」は委員長の報告のとおり可決されました。

（10：19）

議 長 次に、日程第3、議案第68号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ）」を議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会付託審査報告を行います。12月9日に付託されました、議案第68号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ）」の審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条

の規定により、議長あてに報告書を提出しておりますので、報告書を読み上げて報告いたします。

令和2年12月14日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査結果。

議案第68号、公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ）、可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

議案第67号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ）」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

- (1) 審査期日 令和2年12月10日、14日。
- (2) 審査場所 第1委員会室、第2委員会室。
- (3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。
- (4) 説明者 住民福祉課長、子育て支援係長。

2. 審査内容。

質疑、指定管理の範囲は。

答弁、川棚町児童保育クラブの運営である。NPO法人地球っ子では、このほかに自主事業として未就学児の子育て支援事業と、生活困窮世帯の小中学生への学習支援事業をおこなっている。

質疑、委託料はどのように決められているのか。

答弁、児童数に応じた算定基準があり、川棚町児童保育クラブの運営費として国・県・町からの金額が出されている。

質疑、現在の利用者数は何名か。

答弁、令和元年度では、109名の登録があり、平均で約66名の利用となっている。

3. 討議の主な意見。

- ・施設の有効活用として、適正な管理運営がされている。
- ・指定管理料は実質的に川棚町児童保育クラブの運営費である。

4. 審査の結果。

反対討論。

なし。

賛成討論。

平成18年度から指定管理者として川棚町児童保育クラブの安定運営のほか、自主事業にも取り組まれている。これからも本町中央部の子育て支援の施設のひとつとして必要であると考え賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第68号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ）」については、全会一致で可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

平成18年度以降指定管理者の指定を受け、川棚町児童保育クラブの適切な運営に努めてきたほか、自主事業として親子の交流や相談活動、生活困窮世帯の子供の学習支援などにも取り組んできたことを評価する。

今後も適切な運営に努めるとともに、子育て支援施設の一つとして子どもの健全育成に寄与されるよう望む。

1か所訂正をちょっとさせていただいてよろしいでしょうか。1ページ目の一番上の議案第67号となっておりますが、今読んでいて気付きましたが、この議案68号となっておりますので、訂正の方をよろしくお願ひします。以上で報告といたします。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

堀池議員。

5 番 堀 池 5番、堀池です。今の報告書の質疑の答弁の中2つ目、川棚町児童保育クラブの運営費として、国・県・町からの金額が出されているという答弁があったと思うんですけども、その68号でいただいた申請書の中を見ると、委託料が1,109万円川棚町より委託料となってるんですけども、もしできればこの国、県、町からの各金額が出されている分、その金額というのはわかるんですか。

議 長 委員長。

総務厚生委員長 はい、説明いたします。議案書の方に、議案書といいますか、事業計画の方に出されております委託料というのはですね、これは町から出されている分ではあるんですが、この原資となるものですね、もともと学童クラブ、町内3か所ございますが、それぞれ補助金として出されている分と同額ということです。要するに、受け持つ児童数に応じて国・県・町から補助が出ております。その額と同額が出されているということで、この場合は指定管理ということで委託料で出されているということです。そのうちの3分の1が町ですね。で、まとめて委託料として出されているので委託料として上がっております。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 ちょっとこういうこと聞いていいかわかりませんが、2点ほど質問します。議案書の3ページに平均給与というのがそれぞれ、正規職員が3名で19万なにがし、それから非常勤が8名で9万9,000円とか、平均月額と書いてあるわけですね。これは単純に12か月掛け人数掛けましたらね、1,600万超すわけですよ。そしたら予算では1,580万と、じゃあこれだけ人件費の差額があるのに、この申請書の中身からいけばね、やっぱり少なくともこれより人件費は多く上げてなければならないんじゃないかと思うわけですよ。だからその点が、なぜこういうふうな数字になってるのかというのが1点。

それから、議案書の4ページのですね、その他アピールしたい点の最後の行で、昨年度から西九州大学の西村先生、これはカウンセラーの先生ですね、こういういろんな形で学校活性化事業その他でも町の方で活用されている方だと思っております。その方がですね、ここで行かれてゆりかごのうたを開設して好評だと言われているんですけども、どういうふうな相談案件があって、どういうふうな対処をしていただいていますか、これが何件ぐらいあっているのか、審査されたのか、お願いしたい。

議 長 はい、委員長。

総務厚生委員長 先ほどの人件費の件ですが、その点につきましては総務厚生委員会の審査の中でも出たところではございます。報告書にも書いてありますとおり、事業としましてこの保育クラブと別に自主事業としてされている部分もございます。その分に関して、業務の量に応じて案分されている分が

あるということで、説明の方であっております。人件費についてはそのような説明しかあっておりません。

あと、2点目でありました4ページのゆりかごのうたの開設の件ですけども、この件に関してはちょっと委員会の審査の方では出てきておりませんので、ちょっとなかったということです。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第68号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ）」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第68号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町児童保育クラブ）」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:32)

議 長 次に、日程第4、議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園）」を議題といたします。本案について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 産業建設文教委員会付託審査報告を行います。産業建設文教委員会に12月9日に付託された、議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園）」の審査結果について報告をいたします。この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に文書により議長あてに報告書を提出しておりますので、内容についてその報告書を読み上げることにします。

令和2年12月14日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 毛利喜信。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第69号、公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園）、可決すべきものと決定。

産業建設文教委員会審査報告。

議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園）」について、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和2年12月10日、14日。

(2) 審査場所 第1・第2委員会室。

(3) 出席者 委員全員、事務局書記。

(4) 説明者 建設課長、教育委員会次長、各担当係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

質疑、「中央公園」の指定管理の範囲は。

答弁、新町公園、テニスコート、運動広場、野球場、体育館、クラブハウス、ローンボウルス場、ゲートボール場、交通公園などである。

質疑、指定管理料1,950万の積算根拠は。

答弁、現在、中央公園全体の維持管理にかかっている諸々の費用を勘案し、費用対効果も十分考慮して積算している。以前は別発注していた緑化管理業務（1,060万円）も含まれている。

質疑、町民の利便性は向上するのか。

答弁、現在は月曜休館となっているが、指定管理後は基本的に年中無休（年末年始、盆を除く）になり、オンライン予約なども考えている。

質疑、指定管理後の指定管理団体の人員体制は。

答弁、4人（うち体育館に1人）が常駐する。

質疑、指定期間を「3年」とする理由は。

答弁、初めての指定管理であり、未知の部分もあるので3年とした。

3. 討議の主な内容。

- ・指定管理者制度にすることで利便性が上がることに期待したい。
- ・様々なスポーツ大会・イベントが増えていくことに期待する。
- ・まずは3年間の指定期間を見守るべきではないか。

4. 討論。

反対討論。

なし。

賛成討論。

教育委員会での業務軽減が図られ、町民の利便性が向上することが期待されるので、賛成する。

賛成討論。

中央公園の施設を一元管理することにより施設管理に十分手が行き届くようになるので賛成する。

賛成討論。

交流人口の増加が期待できるので、賛成する。

5. 審査の結果。

議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園）」について

は、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定した。

6. 委員会の意見。

令和3年度から初めて指定管理者制度に移行する中央公園については、交流人口の増加やスポーツ大会・各種イベントの実施及び活発な施設の利用や町民の利便性の向上など、指定管理者と関係部署で十二分に協議し、適切な施設運営に期待する。

指定管理にあたっては、指定管理料の増額や町民の不満につながらないような運営をされたい。以上でございます。

議 長 これから、産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい、13番波戸です。質疑答弁の4番目になるんですけども、今回指定管理になった場合、年中無休ということなんですが、指定管理の人員体制が4人常駐するということなんですが、これは全体で何人でされるのか。多分ローテーションがあると思うんですが、全体では何人でしょうか。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 聞き取りではですね、3時までは3名、3時以降は1人で、体育館につきましては4人が交代制でローテーションを組むということと聞いております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。福田議員。

1 番 福 田 指定管理料に見合う費用対効果とありますが、財政面だけでいえばどれくらいの削減効果があるのかということが1点目。

今の先ほどの質問に関連してですが、4人が常駐するということで、体育館に1人、ほかの3人はどう、ほかにクラブハウスかなんかに常駐されてるのかなというふうに思ってたんですが、常駐の意味がちょっとわからないんですが、説明をお願いします。

それと、指定管理3年間とした理由は、未知の部分もあるのではということですが、それであればもう1回目の決算といいますか、1年を過ぎた2年間でもよかったのではないかと思うんですが、そこは協議されなかったんでしょうか。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 はい。まず、削減効果につきましてはですね、答弁の中にもありますとおりの、現在全体でかかっている諸々の費用、こういったものを積算したということで、実質いくら削減できるのかという質疑はありませんでした。ただ、教育委員会等の窓口事務とか、そういった受付事務とか、そういった業務がかなり軽減ができるので、その分教育委員会自体の業務といいますか、がほかに注力できるということでその分の効果はあろうと思います。

常駐につきましては、基本的にはクラブハウスが拠点となって常駐をされるということで、体育館も当然いますし、途中途中は場内の管理とかですね、清掃業務ということをされると聞いております。

指定期間につきましては、いろいろ意見あろうかと思えますけども、通常は5年が通常なんですけども、まずは3年でということスタートしたいということなので、2年でよかったんじゃないかとかいう意見は私たちからは出ておりません。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高以良 委員会の意見のところでお尋ねしたいと思います。一番最後の、下の2行のところですね、指定管理料の増額が町民の不満につながらないような運営をつていうふうな表現がありますが、この指定管理料の増額ということについては、今予定されている指定管理料が少ないから増やすようにという意味なのかどうかそこら辺のことについてお尋ねします。

議 _____ **長** 委員長。

産業建設文教委員長 はい。一般的にといいますか、指定管理をする上では当然、当初に委託料として、そして指定管理料として金額を決めてスタートをするのがルールなんだろうけども、途中でいろいろと、ほかの指定管理を含めてなんですけども、そういった中で指定管理料が増えていくということがあった過去もありますし、そういったのもありまして、委員の中からもそういった懸念した意見が出ましたものですから、指定管理料については当然、諸々の条件を勘案して積算をされているということですので、これ以上上がらないように、当然経営努力をされて経費削減、そういった部分ではそういった努力をしていただきたいという思いがありまして意見に掲載しております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員

2 番 小 谷 すいません、1点だけですけども、収支的に利益が出た場合合っているものの余剰金の行き先をお願いいたします。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 はい。指定管理者側からすると、収入としては指定管理料と施設の使用料が当然入ってくるかと思えます。その中で、例えばそういった余剰金が出たとしても、それを返還するとか、そういう協定納付してもらおうとか、そういった協定ではございませんので、余剰金があってもこちらの方でストックをされて今後の経営につなげていかれるんじゃないかと思えます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園）」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。初手議員。

4 番 初 手 はい。議案第60号に対します賛成の立場での討論を行います。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費削減等を図ることを目的とするというふうにされております。本計画書を見ましても、民間的な発想を取り入れた内容が含まれておりまして、施設の有効活用、そしてまたサービスの向上、そして利用者の増につながるものというふうと考えて賛成をいたします。以上です。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第69号「公の施設の指定管理者の指定の件（中央公園）」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:48)

議 _____ **長** 次に、日程第5、「産業建設文教委員会中間報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 報告書を読み上げまして報告といたします。

令和2年12月14日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 毛利喜信。

委員会調査報告書（中間報告）。

本委員会の所管事務調査事件について、川棚町議会会議規則第47条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

産業建設文教委員会調査報告（中間報告）。

1. 件名 新型コロナウイルス感染症対策について。
2. 期日 令和2年7月17日～令和2年12月10日。
3. 場所 第1委員会室、東彼商工会、くじゃく荘、勤労青少年ホーム。
4. 調査の経過と概要。

(1) 第1回委員会（令和2年7月17日）。

出席者 委員全員、議長、事務局書記。

今後の調査方法について協議し、各種団体と意見交換する方針を決定した。

(2) 第2回委員会(令和2年8月7日)。

出席者 委員全員、議長、事務局長、東彼商工会6名。

各種業界の売上状況や融資、給付金、プレミアム付商品券等の申込状況について意見交換をおこなった。

意見交換会での主な意見。

- ・この景気の落ち込みは来年まで続くのではないかと危惧している。
- ・廃業した店舗は複数店舗あるようだ。
- ・融資の申込状況については飲食業が多く、助成金申請等のアドバイスもしている。専用のPCを置き、商工会員外でも入力をサポートしている。
- ・町内のイベント等がほぼ中止となっており、経済的に大きい影響が出ている。
- ・1万円程度の商品券を全世帯に配布したらどうか。

(3) 第3回委員会(令和2年8月26日)。

出席者 委員全員、議長、事務局書記、観光協会3名。

大崎各施設の利用状況、予約状況や感染予防対策等について意見交換をおこなった。

意見交換会での主な意見。

- ・3月から5月は宿泊客が7割から9割減と大打撃を受けた。
- ・持続化給付金、雇用調整助成金等の支援を受けた。
- ・新型コロナの収束が見えない中ではあるが、GoToキャンペーン等を最大限活用し、多くの方に利用してもらいたい。

(4) 第4回委員会(令和2年11月11日)。

出席者 委員全員、議長、事務局書記、料飲業組合14名。

町内飲食店への影響や売上状況の推移、感染予防対策等について意見交換をおこなった。

意見交換会での主な意見。

- ・大きい会社や団体が宴会を禁止しており、大打撃を受けている(忘年会・新年会等の予約も全くない)。

- ・町内イベントがなくなったので、人が動かない。
- ・商品券やチケットの種類を分けてほしい（買い物専用・飲食専用など）。
- ・町が宴会等を前向きに促すメッセージを発信してほしい。
- ・料飲業組合から町に要望書を提出したらどうか。

（５）第５回委員会（令和２年１２月１０日）。

出席者 委員全員、事務局書記。

前回までの各団体との意見交換の内容について協議し、委員会調査報告書（中間報告）を作成した。

５．まとめと意見。

新型コロナウイルス感染症対策について、現在５回の委員会のうち３団体との意見交換をおこなった。いずれの団体とも今回の新型コロナウイルス感染症による経済的影響は甚大であるとの意見で、国・県・町の対策も万全とはいえない。いったん収束を見せかけた新型コロナウイルス感染症ではあるが、また各地で感染拡大をしてきている。

本町においても油断は禁物ではあるが、経済活動を止めるのではなく、感染拡大に注意しながらも店舗等の利用は継続していくべきと考える。また飲食業界等への行政の支援策も必要であると強く感じる。

今後も当委員会は、現在までの調査結果を踏まえ継続して地域住民との意見交換を続け、住民が求める支援策を展開できるよう調査を続けたい。以上であります。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

（１０：５３）

議 長 次に、日程第６、「議会運営委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会視察調査報告を行います。この

調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に文書により議長あてに報告を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和2年12月14日、川棚町議会議長 村井達己 様、議会運営委員会委員長 初手安幸。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査の結果を次のとおり、川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第77条の規定により報告をいたします。

記。

1. 調査期日 令和2年11月12・13日。
2. 調査場所 長崎県小値賀町。
3. 出席者 議会運営委員全員、議長、副議長、事務局書記。
4. 調査の目的 議会運営及び議会活性化（議会基本条例）に関すること。
5. 調査の概要 別紙のとおり。
1 ページをお開けください。

調査の概要。

長崎県小値賀町 人口2,345人（世帯数1,241世帯）、面積25.53平方キロメートル、議員定数8人。

1. 調査事項

（1）議会基本条例と活性化策。

①小値賀町議会は、平成28年7月から施行し、「能動的に行動する議会」「町民と共に歩む議会」「政策を提案する議会」という3つの柱を掲げ、住民の多様な意見を反映する議会運営に努めている。

②具体的内容

・自由討議。本会議中に論点、争点の整理を行うため休憩にして全協の場を設け議論をおこなっている。

・議会の災害時対応。小値賀町議会BCP（業務継続計画）を策定している。

・出前議会。議会活動の状況を地域に出向いて直接報告説明をしている

(毎年4月・5月に町内17か所の公民館を2～3班に分かれて回っている)。

- ・議会と語ろう会。町民と自由に意見交換をおこなうために開催(農業者、商工会、婦人会、PTA、NPOなどと年1回9月定例会のあとに開催)。

- ・あおぞら座談会。町民の声を直接聴くために開催(町民で組織する団体及び任意の5人以上のグループとの座談会を開催)。

- ・議会モニターの設置。議会を傍聴して、見分を広めるとともに、議会運営に対する意見を述べてもらう。公募及び推薦で10名以内を委嘱している。

- ・議会アドバイザーの設置。議会運営及び政策立案等のために、専門的な知見を得るために設置し、5名以内を委嘱している。

- ・質疑の回数。本会議における質疑は、回数、時間を制限せずに、1問1答でおこなっている。

- ・町長等の質問。議員の発言に対し、論点、争点の明確化のために、(主旨や内容の確認等)議長、委員長の許可を得て質問することができる。

(2) 通年議会。

- ・平成29年4月より導入し、通年の会期制として年間を通して定期的に本会議を開く日(定例日)を条例で規定をしている。

- ・試行期間を1年間実施した。

- ・年4回の定例会以外は、理事者側の出席は、議案関係者のみの場合もある。

- ・委員会は閉会中の審査申し出がなくなりタイムリーに開催をできる。

- ・行政の負担は重くなっていない

- ・専決処分が少なくなる。

(3) 本会議の動画配信。

- ・高額なシステムを採用せず、カメラ2台(2画面)を設置し、議員が動画編集ソフト「Filmora」を使い編集をしている。

- ・配信はYouTubeでおこなっている。

(4) 一般質問。

- ・夜間議会として(19時～21時)でおこない、模擬公聴会も実施をし

ている。

・質問時間の制限は、1問30分、2問まで30分、3問目は20分としている（答弁時間は除く）。

・通告文に対する議運での調整はおこなわない。内容が重複したときはおこなう。

・事前に一般質問の内容（要約）を全世帯に配布をして、傍聴の案内をしている。

（5）その他。

・ぎかいの窓。議会事務局を窓口にして、住民からの意見、要望を受け付け政策立案につなげている。

・模擬公聴会。一般質問者の質問、答弁が終わると休憩を取り、傍聴者の意見や感想を聞く機会を設定している。

・小中高生の議会教育。小学生は傍聴、中学生は模擬議会、高校生は卒業レポート（発表会）をおこなっている。

・YouTube、Facebook等のSNS活用による情報発信を、積極的におこなっている。

2. 調査結果のまとめ。

小値賀町議会では、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参画を求めて、各種の施策を具体的に取り組み、柔軟に対応をしている様子を学ぶことができた。

本町議会も、今まで取り組んできた施策と新たな施策を議会基本条例に取りまとめて、住民に開かれた議会づくりのために、議員各位の理解と協力を得ながら具体化に向けて協議を進める必要がある。以上、報告とさせていただきます。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。ありませんか。田口議員。

8 番 田 口 1点お聞きします。1ページの下の方にあります議会アドバイザーっていうものですが、モニターとアドバイザーと両方設置してあるということですが、アドバイザーの方は5人以内というものは、合議制なのかそれとも各5人が各個人個人の意見を言われるようなものなのかということをお聞きします。

議 **長** 委員長。

議会運営委員長 はい。アドバイザーにつきましては、個々のテーマでお願いをしているというふうに聞いております。ですから、集まって協議をするとかってというふうな位置付けではないと。今取られているのは、大学教授の方と契約をして、いろんな面で相談をしているというふうに聞いております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 1 1 番、炭谷です。小値賀町については、非常に私も興味を持って見ている面がございますので、1 つだけ報告の中で載っていないようですので質問をしたいと思います。この小値賀町につきましては、非常に佐世保市の合併問題というもので非常に論議があったというふうに聞いておりますし、小値賀町の町自体、町長自体、行政含めても、小値賀町の中でいかにして島とのまちとして生きていくかというふうなことをされたというふうな論議があっておったことも聞いておりますし、ちょっと隣の島は佐世保に合併したけど小値賀町は佐世保市の合併を拒否したというふうなことで、町民投票もあったというふうなことも聞いておりますけども、その点についての視察っていうものがないようですけども、聞かれていないのか、調査をしなかったのかということをお伺いしたいと思います。

議 **長** 委員長。

議会運営委員長 はい。ご質問の趣旨は、合併協議等の経過等について質問をしなかったかというふうなご意見かと思っておりますけども、あくまでも議会運営、特に基本条例とかですね、項目を挙げた内容について視察に行ったというところでもあります。ただ、この積極的に取り組んでおられると、議会活性化・改革に取り組んでおられるというのは、単独という道を選んだために議会、住民、行政一体となってやってきたというふうな答えはあっております。具体的な内容につきましては、合併の件は触れておりません。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 関連でお伺いしますが、おそらく町民投票を行ったということであれば、かなり議会の方も関知されたし、一緒になってしたものというふうに推察をしておりますけども、今委員長の報告以上の点、それ以上の話

としては伺わなかったということに捉えられますけども、全く聞いておられませんか。

議 _____ 長 委員長。

議会運営委員長 はい。合併の関連につきましては聞いておりません。あくまでも議会運営、今の議会運営について視察を行ったということでありませぬ。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 1 : 0 6)

議 _____ 長 次に、日程第7、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

(1 1 : 0 7)

議 _____ 長 なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は議長に一任することに決定をいたしました。

(1 1 : 0 7)

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(11:08)

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和2年12月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。大変お疲れ様でした。

(11:08)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 高以良壽人

会議録署名議員 堀田一徳